

『弘決外典鈔』に関する諸問題

——『論語義疏』の引用を中心に——

高田 宗平

はじめに

『弘決外典鈔』についての研究⁽¹⁾は、先学による影印・校訂本・索引等があり、研究基盤の整備は整いつつあるかのように思われている。しかし、後述する等閑視されているかの如き写本が存在し、一部の写本について個別的検討が行われているに過ぎない。また、引用される漢籍（外典）の検討は、管見の及ぶ限り、内野熊一郎⁽²⁾・河野貴美子の両氏の研究⁽³⁾が存するのみで、研究が進んでいるとは言い難い。このような研究状況に鑑み、本稿では、文献学的見地から、未検討と思われる『弘決外典鈔』の写本を検討材料に加え、『弘決外典鈔』所引『論語義疏』（以下、『論語義疏』を『義疏』と略称する）の性格を究明し、旧稿⁽⁴⁾に引き続き日本古代に於ける『義疏』の受容の一端を考察する。

第一に、『弘決外典鈔』諸本のうち、未検討の日蓮宗総本山身延山久遠寺身延文庫所蔵鎌倉時代写本（以下、身延文庫鎌倉写本と略称する）並びに同文庫所蔵江戸時代写本（以下、身延文庫江戸写本と略称する）の書誌事項を示し、『弘決外典鈔』所引漢籍の研究を行う際に前提となる基礎的研究の資料を提供する。第二に、『弘決外典鈔』諸本所引『義疏』の性格

を解明するために、諸旧鈔本『義疏』及び『三教指帰注集』・『和漢朗詠註略抄』の両書に引用される『義疏』、文永五年（一二六八）鈔本『論語集解』巻第八（以下、文永五年本『論語集解』と略称する）の経文・行間書入を材料に選定し、比較検討する。第三に、『弘決外典鈔』諸本所引『義疏』と諸旧鈔本『義疏』等との比較検討から、『弘決外典鈔』諸本の性格・系統についても考察し、特に身延文庫鎌倉写本・身延文庫江戸写本について私見を提出する。

第一章 『弘決外典鈔』の特徴と諸本

本書は、正暦二年（九九一）に具平親王（九六四～一〇〇九）の撰述にかかり、唐の天台僧の妙楽大師湛然（七一～七八二）『止観輔行伝弘決』の注釈書に該当する。『止観輔行伝弘決』もまた、隋の天台僧の智者大師智顛（五三八～五九七）『摩訶止観』の注釈書に該当する。『止観輔行伝弘決』は内典の他に漢籍（外典）を引用する。漢籍の謂をもつて言うならば、経は『摩訶止観』、伝は『止観輔行伝弘決』、注は『弘決外典鈔』のそれぞれに該当する関係になろう。

本書は、『止観輔行伝弘決』所引漢籍の出典を明示し、更に、所引漢籍の注や疏、音義、具平親王による案語を示す等、訓詁学的解釈（注釈）を加えることから、漢唐訓詁学の影響が看取される。従って、『弘決外典鈔』所引漢籍の研究は、具平親王の漢籍の利用や平安時代中期に於ける学問実態の解明、及び平安時代中期の天台教学に於ける漢籍の受容等、注釈史・学問史の研究に裨益しよう。

他方、中国学の観点から見れば、本書に引用される漢籍は、経・史・子・集の各部に及んでおり、更に『三礼義宗』・『修文殿御覽』⁶・『老子述義』・『莊子講疏』等の佚書や、佚存書の『孝経述議』・原本系『玉篇』・『黄帝内経太素』・『黄帝内経明堂』等の引用文辞も少なくなく、原本復原や佚文蒐集等の校勘学・輯佚学の進展に於いても重要な典籍資料⁷と言える。

以上の二点から推すならば、『弘決外典鈔』の研究は、日本古代史・中国学の両分野に資すると言っても過言ではなかる

う。

『弘決外典鈔』の諸本は、以下のものが伝存している。

〈1〉天理大学附属天理図書館所蔵三条家旧蔵『五臣注文選卷二十』紙背平安時代写本（存卷一。卷首缺）（以下、天理本と略称する）

〈2〉神奈川県立金沢文庫保管金沢山称名寺寄託弘安七年（一二八四）円種校合移点写本（卷三尾・卷四缺）（以下、金沢文庫本と略称する）

〈3〉身延文庫鎌倉写本

〈4〉身延文庫江戸写本

〈5〉宝永六年（一七〇九）刊本（以下、宝永六年本と略称する）

〈6〉国立国会図書館古典籍資料室所蔵『輪池叢書』二七所収本

〈7〉神奈川県立金沢文庫保管金沢山称名寺寄託金沢文庫古文書「氏名未詳書状」（古文書番号二六七〇、整理番号一二

〇七）の紙背『弘決外典鈔』注釈断簡

これらのうち、〈3〉は零本ではあるが、鎌倉時代写本と推定される。『身延文庫典籍目録』・『山梨県史』の両者に著録・紹介され、また河野氏も触れているが、写本そのものの検討が行われておらず、性格及び伝来経緯も明らかでない。〈4〉もまた『身延文庫典籍目録』に著録され、先の河野氏が触れているものの、未だ本格的な研究が見られず、新出資料といっても過言ではない写本である。〈6〉は『国書総目録』に著録されるが、『弘決外典鈔』の極一部を抄録するに過ぎない。〈7〉は納富常天氏¹⁴によると、真言密教の学僧である明忍坊釵阿（一二六一―一三三八）が、『弘決外典鈔』の第一の尾部から第二の前半部の本文を抽出し、注釈を加えたもので、その抽出された本文が金沢文庫本と一致することから、抽出に際して金沢文庫本に依拠したものと言う。ただし、〈6〉〈7〉は何れも『義疏』の引用条は認められない。従って、〈6〉〈7〉

は本稿の考察からは除外する。

以上の如く、『弘決外典鈔』諸本のうち、伝本が決して多くない状況下に於いて、〈3〉〈4〉の二本について個別的検討ないしは検討材料とした研究は、管見に及ぶ限り、未だ見られず『弘決外典鈔』の研究は十全とは言えない。

最古の写本と推定されている〈1〉、弘安七年の識語を有する〈2〉、身延山経蔵の本を浄書し訂正して刊刻したとされる〈5〉の三本の他、研究が行われていない〈3〉〈4〉の二本を材料に加え、『弘決外典鈔』所引『義疏』の性格の考察を行う。以上の考察から、具平親王に於ける漢籍の利用や平安時代中期の学問実態の一端の解明を企図する。更に、『弘決外典鈔』諸本の性格・系統の研究の一助としたい。

前述の如く、『弘決外典鈔』諸本のうち、身延文庫所蔵の〈3〉〈4〉は、影印本が存在せず、且つ『続天台宗全書』所収本の対校本にも採用されていない。以上のように、〈3〉〈4〉は全貌が明らかではない状況に鑑み、両本の書誌事項を以下に示す。

〈3〉身延文庫鎌倉写本（諸宗部・珍本（写本）一二）

『紙本墨書弘決外典鈔』の名称で昭和三五年（一九六〇）一月七日に山梨県重要文化財に指定。

本書は、上下二冊本、第一冊（上）・第二冊（下）ともに粘葉装、第一冊縦二四・六×横一五・〇糎、第二冊縦二四・七×横一五・三糎である。表紙は、第一冊・第二冊ともに表表紙のみ存し、後半部が散佚しているため裏表紙はない。表表紙は、後補練色表紙、左肩に「弘決／止観外典抄上（下）」と打付外題があり、「弘決」に朱引、「止観」の左傍に墨筆による抹消符をそれぞれ施し、右端中央やや下部に「共二」、左下部に「花王蔵」とそれぞれ墨書し、中央下部に二行に亘り墨抹があり、もと「本能寺／円珠院」と墨書されていた。また、右下部に「日純」と墨書する。「弘決／止観外典抄上（下）」「花王蔵」は同筆であるが、「共二」「日純」はそれとは別筆である。第一冊は表表紙及び最後の二葉を除き、右端の上下各一箇所に綴じ穴が存し、また最後の二葉には、綴じ代と反対側の上下各一箇所に綴じ穴が存する。

ただし、右端の上下の綴じ穴とは位置が異なっており、従って穿孔した時期も異なる。第二冊の末葉にも綴じ代と反対側に綴じ穴が上下各一箇所存する。内題は、第一冊「弘決外典鈔卷第一複二」、第二冊「弘決外典鈔卷第三複五六」、尾題は第一冊・第二冊ともに後半部が散佚しているため不明である。本文料紙は楮紙打紙かと推定される。第一冊・第二冊ともに押界が存し、界幅は第一冊一・九糎内外、第二冊一・八糎内外、界高は第一冊二〇・七糎内外、第二冊一九・六糎内外。第一冊・第二冊ともに毎半葉七行、一行一八字内外である。第一冊は、墨筆による返点・送仮名・付訓・声点・行間の反切、朱筆による送仮名・付訓・読点・ヲト点・縦点・行間の反切がそれぞれ施され、欄上・欄脚に墨筆による書入がある。更に欄脚の書入の下部は裁断されている。第二冊は、朱筆による送仮名・付訓・読点・声点・ヲト点・縦点・校異、欄脚に墨筆による音義注がそれぞれ施される。奥書・識語はないが、本文書写は第一冊・第二冊とも一筆で鎌倉時代書写か。墨付は第一冊一五葉、第二冊九葉、遊紙は第一冊巻頭一葉、第二冊巻頭一葉である。表紙を含め二冊ともに虫損が少なくない。なお、第一冊に縦三四・五×横四七・八糎、第二冊に縦三四・五×横四七・九糎の包紙がそれぞれ存し、第一冊包紙外面に「弘決外典抄上／鎌倉時代之筆（徳富蘇峰鑑定）／宝永刊本之台本歟／十二号（写本）」、同包紙内面に「宝永刊本之丁付／一ノ一ヲ／一ノ一ウ／一ノ四ウ／一ノ七ヲ／一ノ八ウ／一ノ一ウ／一ノ三ウ／二ノ十七ヲ 表紙共九枚」、第二冊包紙外面に「弘決外典抄下」、同包紙内面に「宝永刊本之丁付／三ノ一ヲ／三ノ一ウ／三ノ三ウ／三ノ七ヲ／四ノ十一ウ／表紙共六枚」とそれぞれ墨書される。第一冊包紙外面と同内面とは別筆、第二冊包紙外面と同内面も別筆、ただし、第一冊包紙外面と第二冊包紙外面とは同筆、第一冊包紙内面と第二冊包紙内面とは同筆である。

本書は、前述の如く、奥書がなく具体的な書写年代を示すものがない零本ではあるが、字様・紙質から鎌倉時代書写かと思われ、平安時代書写の天理本や、円種による弘安七年校合移点奥書を有する金沢文庫本と並ぶ貴重な写本と言える。（二〇〇四年九月一日・二〇〇八年八月八日調査実施）

〈4〉身延文庫江戸写本（諸宗部・天台 一―二〇）

本書は、天地二冊本、第一冊（天）・第二冊（地）ともに袋綴装冊子本、第一冊縦三一・五×横二一・五種、第二冊縦三一・四×横二一・六種である。表表紙は、栗色表紙、左肩に「外典抄 天（地）」と打付外題がある。打付外題は、第一冊・第二冊ともに同筆であるが、第一冊・第二冊の本文の何れとも別筆である。内題は、第一冊巻第一「弘決外典鈔卷第一 複二」、同巻第二「弘決外典鈔卷第二」、第二冊巻第三「弘決外典鈔第三 複五六」、同巻第四「弘決外典鈔卷第四 複七八九十」と、尾題は、第一冊巻第一「弘決外典鈔卷第一」、同巻第二「弘決外典鈔卷第二」、第二冊巻第三「弘決外典鈔第三 複五六」、同巻第四「弘決外典鈔卷第四 千五百八十九卷」とそれぞれある。本文料紙は楮紙、無辺無界、第一冊は每半葉七行、一行二〇字内外、第二冊は每半葉九行、一行一八字内外である。第一冊は、墨筆による返点・送仮名・付訓・声点・校異、朱筆による読点・ヲコト点・縦点・校異がそれぞれ施されている。第二冊は、墨筆による校異・行間の反切が施されている。本文書写は第一冊・第二冊は別筆かと思われる。墨付は、第一冊六〇葉、第二冊四六葉、遊紙は第一冊巻頭一葉・巻末一葉、第二冊巻頭一葉である。識語は第二冊末葉表の尾題の次行に「助教海宿祿廣澄點¹⁹⁾」と墨書される。また、第二冊の大部分の各葉裏左端に葉数、第二冊末葉裏左端に「四十六丁終」とそれぞれ墨書される。識語及び第二冊末葉裏左端の丁付は、第二冊の本文と同筆である。

本書は、奥書がなく具体的な書写年代を示すものがないが、字様・紙質から江戸時代書写かと思われる。平安時代書写の天理本、円種による弘安七年校合移点奥書を有する金沢文庫本、身延文庫鎌倉写本の三写本に比して、書写年代は江戸時代と降るものの、管見の及ぶ限り、『弘決外典鈔』諸写本のうち、唯一の完本であり、更に、異同から察するに、本書は身延文庫鎌倉写本が祖本ないしは親本の可能性を強く示唆する。（二〇〇八年八月八日調査実施）

第二章 『弘決外典鈔』所引『義疏』と旧鈔本『義疏』との比較検討

『弘決外典鈔』に引用される『義疏』は、次の五箇条が認められる。それぞれ『義疏』の対応箇所を掲げると次の如くである。

- 〈一〉『弘決外典鈔』卷第一序―『義疏』卷第八衛霊公第十五
- 〈二〉『弘決外典鈔』卷第一第二―『義疏』卷第三雍也第六
- 〈三〉『弘決外典鈔』卷第三第五―『義疏』卷第九陽貨第十
- 〈四〉『弘決外典鈔』卷第三第五―『義疏』卷第九微子第十八
- 〈五〉『弘決外典鈔』卷第三第六―『義疏』卷第五子罕第九

本書に引用される『義疏』は、日本古代では『令集解』所引『義疏』の一三箇条に次いで多く、日本古代に於ける『義疏』の受容の研究から注目される。旧稿①・②・③に於いて、古代の法制書である『令集解』、『政事要略』、『令義解』、『上令義解表』の注釈、の各書に引用される『義疏』について個別に検討した。日本古代に於ける『義疏』の受容の実相を窺うには、『令集解』等とは異なる性格の典籍資料からの『義疏』の引用を検討することが必要であろう。従って、本稿では、『令集解』等と同時代資料とは言え、天台宗の仏典注釈書と言う性格が異なる本書に引用される『義疏』の性格を検討していく。

なお、本書には、前掲の五箇条の他に、『義疏』を利用した具平親王による案語が、『弘決外典鈔』卷第一第一⁽²⁰⁾に一箇条認められ、これは『義疏』卷第八季氏第十六を参考にしている。本稿では、『義疏』の引用を考察の対象としているため、ひとまず、案語は除外する。

まず、本稿で比較検討に用いる旧鈔本『義疏』のテキスト⁽²¹⁾を示す。

〔1〕前田育徳会尊経閣文庫所蔵応永三十四年（一四二七）鈔本（以下、応永三十四年本と略称する）

〔2〕龍谷大学大宮図書館写字台文庫所蔵文明九年（一四七七）鈔本（以下、文明九年本と略称する）○二一—二〇—

五

〔3〕天理大学附属天理図書館所蔵清熙園本（以下、清熙園本と略称する）一二三・三一—一七

次に、旧鈔本『義疏』のテキストに右の三本を選定した理由を少しく述べたい。

〔1〕は現存の鈔本『義疏』のうち、最古の年紀を有するため。

〔2〕は武内義雄氏が『論語義疏（校本）・校勘記』⁽²²⁾に於いて底本に選定したため。

〔3〕は武内義雄⁽²³⁾・高橋均⁽²⁴⁾の両氏が旧鈔本中最古のテキストと述べているため。

また、右の旧鈔本『義疏』の他に、文永五年本『論語集解』には『弘決外典鈔』所引『義疏』と対応する経文・行間書入を各一箇条、『三教指帰注集』及び『和漢朗詠註略抄』の両書には『義疏』の引用を各一箇条を見出すことができる。従って、文永五年本『論語集解』は〈一〉、『三教指帰注集』及び『和漢朗詠註略抄』は〈三〉に、それぞれ比較検討の材料として加える。

〔1〕東洋文庫所蔵文永五年本『論語集解』⁽²⁵⁾

〔2〕大谷大学博物館所蔵『三教指帰注集』⁽²⁶⁾長承二年（一一三三）上巻本・上巻末・中巻書写移点、同三年（一一三

四）下巻書写、仁平元年（一一五二）校合の各奥書を有する写本

〔3〕『和漢朗詠註略抄』⁽²⁷⁾鎌倉時代中期写本（黒木典雄氏・小林正直氏に通蔵されたが、現在は所在不明である。）

次に、『弘決外典鈔』所引『義疏』・旧鈔本『義疏』・文永五年本『論語集解』・『三教指帰注集』所引『義疏』・『和漢朗詠註略抄』所引『義疏』の該当箇所を列举し、比較検討を行う。

なお、本稿では、『弘決外典鈔』所引『義疏』・『三教指帰注集』所引『義疏』・『和漢朗詠註略抄』所引『義疏』・文永五年

本『論語集解』と旧鈔本『義疏』との比較検討に際し、旧鈔本『義疏』・文永五年本『論語集解』の本文を〔経文〕、何晏集解を〔集解〕、皇侃義疏を〔義疏〕と記した。また、『弘決外典鈔』所引『義疏』との対応箇所のうち、経文は実線で囲い、義疏には傍線をそれぞれ施した。更に、双行箇所は〈 〉で括った。

〈二〉『弘決外典鈔』巻第一序

金沢文庫本

左溪深相器異誓以傳燈嘗言止觀二門乃統萬行圓頓之設一以貫之〔古亂反論語曰予一以貫之^①皇侃義疏云貫猶穿也言^②我所以多識者以一善之理^③○穿萬事自然可識故得知之^④〕

※欄上に「貫」と墨書する。

天理本

散佚して伝わらない。

身延文庫鎌倉写本

左溪深相器異誓以傳燈嘗言止觀二門乃統萬行圓頓之設一以貫之〔古亂反論語曰予一以貫之^①皇侃義疏曰貫猶穿也言^②我所以多識者我以一善之理貫穿萬事自然可識故得知也^③〕

身延文庫江戸写本

左溪深相器異誓以傳燈嘗言止觀二門乃統萬行圓頓之設一以貫之〔古亂反論語曰予一以貫之^①皇侃義疏曰貫猶穿也言^②我所以多識者我以一善之理貫穿萬事自然可識故得知也^③〕

宝永六年本

左溪深相器異誓以傳燈嘗言止觀二門乃統萬行圓頓之設一以貫之〔古亂反論語曰予一以貫之^①皇侃義疏曰貫猶穿也言^②我所以多識者我以一善之理貫穿萬事而萬事自然得知也^③〕

『義疏』卷第八 衛靈公第十五

応永三十四年本

〔經文〕 予一以貫之^①

〔義疏〕 貫猶穿也既答云非也故此更答所以不多學而識之由也言我所以多識者我以一善之理貫穿萬事而萬事自然可識^⑦^⑧^⑨^⑩^⑪
故得知之故云予一貫之也^⑫^⑬

文明九年本

〔經文〕 予一以貫之^①

〔義疏〕 貫猶寂也既答云非也故此更答所以不多學而識之由也言我所以多識者我以一善之理貫穿萬事而萬事自然可識^⑤^⑥^⑦^⑧^⑨^⑩^⑪
故得知之故云予一貫之也^⑫^⑬

※抹消点を施して欄上に「穿」と墨書する。

清熙園本

〔經文〕 予一以貫之^①

〔義疏〕 貫猶穿也既答云非也故此更答所以不多學而識之由也言我所以多識者我此一善之理貫穿萬事而萬事自然可識^⑤^⑥^⑦^⑧^⑨^⑩^⑪
故得知之故云予一貫之也^⑫^⑬

文永五年本 『論語集解』

〔經文〕 予一以貫之哉^①

「以一善之^⑦貫^⑧萬事^⑨——自然可識」(行間書入)

① 『弘決外典鈔』諸本、旧鈔本『義疏』三本は当該箇所文字がないが、文永五年本『論語集解』は「哉」が存する。異同が生じた要因は不明である。

- ② 『弘決外典鈔』 金沢文庫本は「偏」に作るが、『弘決外典鈔』 身延文庫鎌倉写本・身延文庫江戸写本・宝永六年本はそれぞれ「侃」に作る。「偏」と「侃」は通用する。
- ③ 『弘決外典鈔』 金沢文庫本は当該箇所文字がないが、『弘決外典鈔』 身延文庫鎌倉写本・身延文庫江戸写本・宝永六年本はそれぞれ「疏」が存する。金沢文庫本の脱字か。
- ④ 『弘決外典鈔』 金沢文庫本は「云」に作るが、『弘決外典鈔』 身延文庫鎌倉写本・身延文庫江戸写本・宝永六年本はそれぞれ「曰」に作る。異同が生じた要因は不明である。
- ⑤ 『弘決外典鈔』 金沢文庫本・身延文庫鎌倉写本・身延文庫江戸写本・宝永六年本、旧鈔本『義疏』 応永三十四本・清熙園本はそれぞれ「穿」に作るが、旧鈔本『義疏』 文明九年本は「寂」に作り、左傍に抹消点を付し、欄上に校異注「穿」が施されている。「寂(癡)」は「穿」と筆写体が近似しているゆえの文明九年本の誤写か。
- ⑥ 『弘決外典鈔』 諸本は当該箇所文字がないが、旧鈔本『義疏』 三本は「既答云非也故此更答所以不多學而識之由也」の文が存する。(一)『弘決外典鈔』 撰述時の具平親王による節略か、(二)『弘決外典鈔』 諸本の伝写の過程による節略か、等の可能性が考えられるが、何れとも判断し難い。
- ⑦ 『弘決外典鈔』 金沢文庫本、文永五年本『論語集解』の行間書入はともに当該箇所文字がないが、『弘決外典鈔』 身延文庫鎌倉写本・身延文庫江戸写本・宝永六年本、旧鈔本『義疏』 三本はそれぞれ「我」が存する。金沢文庫本、文永五年本『論語集解』の行間書入の両者の脱字か。
- ⑧ 『弘決外典鈔』 諸本、旧鈔本『義疏』 応永三十四年本・文明九年本、文永五年本『論語集解』の行間書入はそれぞれ「以」に作るが、旧鈔本『義疏』 清熙園本は「此」に作り、右傍に校異注「以」が施されている。「此」は「以」と筆写体が近似しているゆえの清熙園本の誤写か。
- ⑨ 『弘決外典鈔』 金沢文庫本は挿入符を付し、欄上に「貫」と注記している。一方、『弘決外典鈔』 身延文庫鎌倉写本・身

延文庫江戸写本・宝永六年本、旧鈔本『義疏』三本、文永五年本『論語集解』の行間書入はそれぞれ「貫」が存する。金沢文庫本は、「貫」を脱したか。

⑩ 『弘決外典鈔』金沢文庫本・身延文庫鎌倉写本・身延文庫江戸写本は当該箇所には字句がないが、『弘決外典鈔』宝永六年本、旧鈔本『義疏』三本はそれぞれ「而萬事」が存する。『弘決外典鈔』金沢文庫本・身延文庫鎌倉写本・身延文庫江戸写本の（一）脱文か、（二）節略か、等の可能性が考えられるが、何れとも判断し難い。また、『弘決外典鈔』金沢文庫・身延文庫鎌倉写本・身延文庫江戸写本と『弘決外典鈔』宝永六年本とが異同を生じた要因は不明である。

⑪ 『弘決外典鈔』金沢文庫本・身延文庫鎌倉写本・身延文庫江戸写本、旧鈔本『義疏』三本はそれぞれ「可識故」が存するが、『弘決外典鈔』宝永六年本は当該箇所に字句がない。『弘決外典鈔』宝永六年本の脱文か。

⑫ 『弘決外典鈔』金沢文庫本、旧鈔本『義疏』三本は「之」に作るが、『弘決外典鈔』身延文庫鎌倉写本・身延文庫江戸写本・宝永六年本は「也」に作る。筆写体が近似しているゆえ両様の表記が生じたか。

⑬ 『弘決外典鈔』諸本は当該箇所に文がないが、旧鈔本『義疏』三本は「故云予一貫之也」の文が存する。（一）『弘決外典鈔』撰述時の具平親王による節略か、（二）『弘決外典鈔』諸本の伝写の過程による節略か、等の可能性が考えられるが、何れとも判断し難い。

〈二〉『弘決外典鈔』巻第一 第二

金沢文庫本

論語曰君子不可罔^①（論語曰君子可逝也^②不可罔也^③可欺也^④不可罔也^⑤）義疏云李充曰君子之人若於道理宜爾身猶可云故曰^⑥可逝^⑦亡也若理有不可不肯陷不知故云不可罔也君子不逆詐故不可以闇昧欺大德不可以非道罔之^⑧

※抹消点を施して欄上に「亡」と墨書する。

天理本

論語曰君子不可罔（論語曰）君子可逝也不可陷也可欺也不可罔也〔義疏云李充曰君子之人若於道理宜爾身猶可亡故曰可逝亡也若理有不可不肯陷不知故云不可陷也君子不逆詐故可以闇昧欺大德不可以非道罔之〕

身延文庫鎌倉写本

散佚して伝わらない。

身延文庫江戸写本

論語曰君子不可罔（論語曰）若子可逝也不可陷也不可欺也不可罔也〔義疏云李充曰君子之人若於道理宜爾身猶可亡故曰可逝亡也若理有不可不肯陷不知故云不可陷也君子不逆詐故可以闇昧欺大德不可非以道罔之〕

宝永六年本

論語曰君子不可調（論語曰）君子可逝也不可陷也可欺也不可調也〔義疏云李充曰君子之人若於道理宜爾身猶可亡故曰可逝亡也若理有不可不肯陷不知故云不可調也君子不逆詐故可以闇昧欺大德不可以非道罔之〕

『義疏』卷第三 雍也第六

応永三十四年本

〔經文〕君子可逝也不可陷也^①

〔義疏〕 逝往也（後略）

〔集解〕 苞氏曰逝往也（後略）

〔經文〕可欺也不可罔也^②

〔義疏〕 欺者謂遙相語也（後略）

〔集解〕 馬融曰可欺者可使往也（後略）

〔義疏〕 或問曰仁人救物（中略）又李充云欲極言仁設云救井爲仁便當從不耶故夫子答云何爲其然也言何至如此是君

文明九年本

子之人若於道理宜爾身猶可亡故云可逝^⑦往也若理有不可不肯陷於不知故云不可陷也^⑨君子不逆詐故可以闇昧^⑫
○大欺德居正故不可以非道罔也^{⑬⑭⑮⑯}

〔經文〕^①君子可逝也不可陷也

〔義疏〕 逝往也（後略）

〔集解〕 苞氏曰逝往也（後略）

〔經文〕^②可欺也不可罔也^③

〔義疏〕 欺者謂遙相語也（後略）

〔集解〕 馬融曰可欺者可使往也（後略）

〔義疏〕 或問曰仁人救物（中略）又李充曰欲極言仁設云救井爲仁便當從不邪故^④夫子答曰何爲其然也言何至如此是君^⑤

子之人若於道理宜爾身猶可亡故云可逝^⑥往也若理有不可不肯陷於不知故云不可誣罔^⑦令投下也君子不逆詐故^⑧
可以闇昧欺大德居正故不可以非道罔也^{⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯}

※右傍に「耶イ」と墨書する。

清熙園本

〔經文〕^①君子可逝也不可陷也

〔義疏〕 逝往也（後略）

〔集解〕 苞氏曰逝往也（後略）

〔經文〕^②可欺也不可罔也^③

〔義疏〕 欺者謂遙相語也（後略）

〔集解〕馬融曰可欺者可使往也（後略）

〔義疏〕或問云仁人救物（中略）又李充云欲極言仁設云救井爲仁便當從不邪故夫子答云何爲其然也言何至如此是君子之人若於道理宜爾身猶可亡故云可逝往也若理有不可不肯陷於不知故云不可誣罔令投下也^①

① 『弘決外典鈔』金沢文庫本・天理本・宝永六年本、旧鈔本『義疏』三本はそれぞれ「君」に作るが、『弘決外典鈔』身延文庫江戸写本は「若」に作る。「若」は「君」と字形が近似しているゆえの身延文庫江戸写本の誤写か。

② 『弘決外典鈔』金沢文庫本・天理本・宝永六年本、旧鈔本『義疏』三本は当該箇所それぞれ文字がないが、『弘決外典鈔』身延文庫江戸写本は「不」が存する。身延文庫江戸写本の衍字か。

③ 『弘決外典鈔』金沢文庫本・天理本・身延文庫江戸写本、旧鈔本『義疏』はそれぞれ「罔」に作るが、『弘決外典鈔』宝永六年本は「調」に作る。両者は通用する。

④ 『弘決外典鈔』諸本、旧鈔本『義疏』文明九年本はそれぞれ「日」に作るが、旧鈔本『義疏』応永三十四年本・清熙園本はそれぞれ「云」に作る。異同が生じた要因は不明である。

⑤ 『弘決外典鈔』諸本は当該箇所に文がないが、旧鈔本『義疏』三本はそれぞれ「欲極言仁」以下「言何至如此是」までの文が存する。（一）『弘決外典鈔』撰述時の具平親王による節略か、（二）『弘決外典鈔』諸本の伝写の過程による節略か、等の可能性が考えられるが、何れとも判断し難い。

⑥ 『弘決外典鈔』金沢文庫本は「云」を抹消し、欄上に校異注「亡」が施されている。一方、『弘決外典鈔』天理本・身延文庫江戸写本・宝永六年本、旧鈔本『義疏』三本はそれぞれ「亡」に作る。「云」は「亡」と筆写体が近似しているゆえの金沢文庫本の誤写か。

⑦ 『弘決外典鈔』諸本は「日」に作るが、旧鈔本『義疏』三本は「云」に作る。異同が生じた要因は不明である。

⑧ 『弘決外典鈔』諸本は「亡」に作るが、旧鈔本『義疏』三本は「往」に作る。

因みに、管見に入った旧鈔本『義疏』²⁸の当該箇所は、慶應義塾大学附属研究所斯道文庫所蔵周防国明倫館旧蔵大槻文彦旧蔵文明十九年（一四八七）本（以下、大槻本と略称する）・東京都立中央図書館青淵論語文庫所蔵渋沢栄一旧蔵本（以下、青淵本と略称する）・宮内庁書陵部所蔵徳山毛利家旧蔵本（以下、図書寮本と略称する）・慶應義塾大学附属研究所斯道文庫所蔵宝勝院芳郷光隣手沢本（以下、宝勝院本と略称する）・慶應義塾大学附属研究所斯道文庫所蔵小嶋宝素旧蔵林泰輔旧蔵本（以下、林本と略称する）・慶應義塾大学附属研究所斯道文庫所蔵江風山月荘稲田福堂旧蔵本（以下、江風本と略称する）・足利学校遺蹟図書館所蔵本（以下、足利本と略称する）・名古屋市蓬左文庫所蔵神村忠貞旧蔵本（以下、蓬左本と略称する）・関西大学図書館泊園文庫所蔵藤澤南岳泊園書院旧蔵本（以下、泊園書院本と略称する）・市島酒造株式会社市島家史料館所蔵弘化二年（一八四五）市島謙影写本（以下、市島本と略称する）・萩市立萩図書館所蔵繁澤寅之助旧蔵本（以下、萩図書館本と略称する）の全て「往」に作る。

右の「亡」と「往」の異同は誤字・誤写等の単純な要因によるとは考え難い。

⑨ 『弘決外典鈔』諸本は当該箇所に文字がないが、旧鈔本『義疏』三本は「於」が存する。異同が生じた要因は不明である。

⑩ 『弘決外典鈔』金沢文庫本・天理本・身延文庫江戸写本、旧鈔本『義疏』応永三十四年本はそれぞれ「陷」に作るが、『弘決外典鈔』宝永六年本は「調」、旧鈔本『義疏』文明九年本・清熙園本は「誣罔令投下」にそれぞれ作る。宝永六年本が「調」に作る要因は不明である。

因みに、管見に入った旧鈔本『義疏』の当該箇所は、大槻本・青淵本・図書寮本・萩図書館本は「陷」、宝勝院本・林本・江風本・足利本・蓬左本・泊園書院本・市島本は「誣罔令投下」にそれぞれ作る。

以上を勘案すると、「陷」と「誣罔令投下」の異同は、旧鈔本『義疏』間に於ける系統を示すものかと思われ、「陷」に作る『弘決外典鈔』金沢文庫本・天理本・身延文庫江戸写本と一致する応永三十四年本・大槻本・青淵本・図書寮本・萩

図書館本は、「誣罔令投下」に作る文明九年本・清熙園本・宝勝院本・林本・江風本・足利本・蓬左本・泊園書院本・市島本に比して、旧態を遺存していることを示すか。

- ⑪ 『弘決外典鈔』金沢文庫本は「君子不逆詐故不可以闇昧欺大徳不可以非道罔之」、『弘決外典鈔』天理本・宝永六年本は「君子不逆詐故可以闇昧欺大徳不可以非道罔之」、『弘決外典鈔』身延文庫江戸写本は「君子不逆詐故可以闇昧欺大徳不可非以道罔之」、旧鈔本『義疏』応永三十四年本は「君子不逆詐故可以闇昧○大欺徳居正故不可以非道罔也」、旧鈔本『義疏』文明九年本は「君子不逆詐故可以闇昧欺大徳居正故不可以非道罔也」の文がそれぞれ存するが、旧鈔本『義疏』清熙園本は文がない。

因みに、管見に入った旧鈔本『義疏』の当該箇所は、大概本・青淵本・図書寮本・宝勝院本・林本・江風本・足利本・蓬左本・泊園書院本・市島本・萩図書館本の全て文明九年本と同文が存する。

以上を勘案すると、清熙園本の脱文か。

- ⑫ 『弘決外典鈔』金沢文庫本は「不」が存するが、『弘決外典鈔』天理本・身延文庫江戸写本・宝永六年本、旧鈔本『義疏』応永三十四年本・文明九年本は当該箇所にそれぞれ文字はない。

因みに、管見に入った旧鈔本『義疏』の当該箇所は、大概本・青淵本・図書寮本・宝勝院本・林本・江風本・足利本・蓬左本・泊園書院本・市島本は文字がないが、萩図書館本は「不」が存する。

当該箇所は、『弘決外典鈔』金沢文庫本、旧鈔本『義疏』萩図書館本の衍字か。

- ⑬ 『弘決外典鈔』諸本、旧鈔本『義疏』文明九年本は「欺」に作るが、旧鈔本『義疏』応永三十四年本は挿入符を付し、本文と同筆と思われる「欺」が施されている。応永三十四年本を書写する際に「欺」を脱したため、行末に「欺」を記し、挿入符によって、本来あるべき位置に移す指示をしたものである。

- ⑭ 『弘決外典鈔』諸本は当該箇所に字句がないが、旧鈔本『義疏』応永三十四年本・文明九年本はそれぞれ「居正故」が

存する。『弘決外典鈔』諸本の(一)脱文、もしくは(二)節略か。

⑮ 『弘決外典鈔』金沢文庫本・天理本・宝永六年本、旧鈔本『義疏』応永三十四年本・文明九年本はそれぞれ「以非道」に作るが、『弘決外典鈔』身延文庫江戸写本は「非以道」に作る。身延文庫江戸写本の誤写か。

⑯ 『弘決外典鈔』諸本は「之」に作るが、旧鈔本『義疏』応永三十四年本・文明九年本はそれぞれ「也」に作る。筆写体が近似しているゆえ両様の表記が生じたか。

〈三〉『弘決外典鈔』卷第三 第五

金沢文庫本

論語云鑽燧改火四時不同①已下注也燧者鑽木取火之名也改火者年有四時②所鑽之③木不同改火之木隨五行之

色變也榆柳色青春是木④色青故春用榆柳也棗杏色赤故夏用之桑柘⑤色黄故季夏用之柞⑥子各反⑦柞

〈羊又反又音由〉色白故秋用之槐檀色黑故冬用之人若依時而食者其父則得氣宜人無灾厲也⑧已上注也

天理本

散佚して伝わらない。

身延文庫鎌倉写本

散佚して伝わらない。

身延文庫江戸写本

論語云鑽燧改火四時不同①論語義疏云鑽燧者鑽木取火之名也改火者年有四時②所鑽之木不同改火之木隨五行之色

而變也榆柳色青春是木③色青故春用榆柳也棗杏色赤故夏用之桑柘④章夜反⑤色黄故季夏用之柞⑥子各反⑦柞又カ

反又音由⑧色白故秋用之槐檀⑨徒干反⑩色黑故冬用之人若依時而食其火則得氣宜又无灾厲也

宝永六年本

論語云鑽燧改火四時不同（論語義疏云鑽燧者鑽木取火之名也改火者年有四時四時所鑽之木不同改火之木隨五行之色^①而變也榆柳色青春是木色青故春用榆柳也棗杏色赤故夏用之桑柘（章夜反）色黃故季夏用之柞（子各反）柶（半又反^②又音由）色白故秋用之槐檀（徒干反）色黑故冬用之若依時而食其火則得氣宜人無災厲也^③

『義疏』卷第九 陽貨第十七

応永三十四年本

〔經文〕 鑽燧改火

〔義疏〕 鑽燧者鑽木取火之名也^①内則云小觶木燧是也改火者年有四時々々所鑽之木不同若一年則鑽之一周變改已遍也^④

〔經文〕 期可已矣

〔義疏〕 宰予斷之也（後略）

〔集解〕 馬融曰周書月令有更火春取榆柳之火夏取棗杏之火季夏取桑柘之火秋取柞檀之火冬取槐檀之火一季之中鑽火

各異木故曰改火也

〔義疏〕 引國語周書中月令之語有改火之事來爲證也更猶改也改火之木隨五行之色而變也榆柳色青春是木々色青故春

用榆柳也棗杏色赤是火々色赤故夏用棗杏也桑柘色黃季夏是土々色黃故季夏用桑柘也柞檀色白秋是金々色白

故秋用柞檀也槐檀色黑冬是水々色黑故冬用槐檀也所以一年必改火者人若依時而食其火則得氣又宜人无灾厲

也

文明九年本

〔經文〕 鑽燧改火

〔義疏〕 鑽燧者鑽木取火之名也^①内則云小觶木燧是也改火者年有四時々々所鑽之木不同若一年則鑽之一周變改已遍也^④

〔經文〕 期可已矣

〔義疏〕 宰予斷之也（後略）

〔集解〕 馬融曰周書月令有更火之文※1春取榆柳之火夏取棗杏之火季夏取桑柘之火秋取柞音昨檀之火冬取槐檀之火一季之中鑽火各異木故曰改火也

〔義疏〕 引國語周書中月令之語有改火之事未爲證也※2更猶改也改火之木隨五行之色而變也榆柳色青春是木く色青故春用榆柳也棘杏色赤是火く色赤故夏用棘杏也桑柘色黃季夏是土く色黃故季夏用桑柘也柞檀色白秋是金く色白故秋用柞檀也槐檀色黑冬是水く色黑故冬用槐檀也所以一年必改火者人若依時而食其火則得乞又宜令人无灾厲也

※1 左傍に抹消点を施し、右傍に「非歟」と墨書する。

※2 抹消点を施し、右傍に「來イ」と墨書する。

※3 欄上に「氣」と墨書する。

清熙園本

〔經文〕 鑽燧改火

〔義疏〕 鑽燧者鑽木取火之名也①内則云小觴木燧是也改火者年有四時くく所鑽之木不同若一年則鑽之一周變改已遍也②

〔經文〕 期可已矣

〔義疏〕 宰予斷之也（後略）

〔集解〕 馬融曰周書月令有更火之文春取榆柳之火夏取棗杏之火季夏取桑柘之火秋取柞檀之火冬取槐檀之火一年之中鑽火各異木故曰改火也

〔義疏〕 引國語周書中月令之語有改火之事來爲證也更猶改也改火之木隨五行之色而變也榆柳色青春是木く色青故春用榆柳也棗杏色赤是火く色赤故夏用棗杏也桑柘色黃季夏是土く色黃故季夏用桑柘也柞檀色白秋是金く色白

故秋用柞檜也槐檀色黒冬是水々色黒故冬用槐檀也所以一年必改火者人若依時而食其火則得氣又宜令人无灾厲也

『三教指帰注集』卷上本

焰於鑽燧 註云論語云鑽燧改火注云周書月令有更火春取榆柳之火夏取棗杏之火季夏取桑柘之火秋取柞桶之火冬槐檀

之火一年之中鑽火各異木故曰改火義疏云鑽燧者鑽木取火之名也

『和漢朗詠註略抄』冬 爐火

論語云舊穀既盡新穀既升鑽燧改火期可已矣四時不同馬融曰〈注也〉周書月令有更火春取榆柳之火夏取棗杏之火季夏

取桑柘之火秋取柞檜之火冬槐檀之火一年之中鑽火各異木故曰改火也論語義疏云鑽燧者鑽木取火之名也改火者年有四

時々所鑽之木不同改火之木隨五行之色榆柳色青春是木々色青故春用榆柳也棗杏色赤故夏用之桑柘色黄故季夏用之

柞檜色白故秋用之槐檀色黒故冬用之〈文〉

① 『弘決外典鈔』諸本、旧鈔本『義疏』三本、『三教指帰注集』はそれぞれ「燧」に作るが、『和漢朗詠註略抄』は「遂」に作る。「遂」は「燧」と字形が近似しているゆえの『和漢朗詠註略抄』の誤写か。

② 『弘決外典鈔』諸本、『和漢朗詠註略抄』は当該箇所文がないが、旧鈔本『義疏』三本はそれぞれ「内則云小觸木燧是也」(『礼記』内則第十二)が存する。(一)『弘決外典鈔』撰述時の具平親王による節略か、(二)『弘決外典鈔』諸本の伝写の過程による節略か、等の可能性が考えられるが、何れとも判断し難い。

③ 『弘決外典鈔』金沢文庫は挿入符を付し、右傍に本文と別筆にて「木」と注記している。『弘決外典鈔』身延文庫江戸写本・宝永六年本、旧鈔本『義疏』三本、『和漢朗詠註略抄』はそれぞれ「木」が存する。金沢文庫本は、「木」を脱したか。

④ 『弘決外典鈔』諸本、『和漢朗詠註略抄』は当該箇所文がないが、旧鈔本『義疏』三本は「若一年則鑽之一周變改已遍

也」の文が存する。(一)『弘決外典鈔』撰述時の具平親王による節略か、(二)『弘決外典鈔』諸本の伝写の過程による節略か、等の可能性が考えられるが、何れとも判断し難い。

⑤ 『弘決外典鈔』諸本、『和漢朗詠註略抄』は当該箇所^①に文がないが、旧鈔本『義疏』応永三十四年本・清熙園本はともに「引國語周書中月令之語有改火之事來爲證也更猶改也」、文明九年本は「引國語周書中月令之語有改火之事未爲證也更猶改也」がそれぞれ存する。(一)『弘決外典鈔』撰述時の具平親王による節略か、(二)『弘決外典鈔』諸本の伝写の過程による節略か、等の可能性が考えられるが、何れとも判断し難い。

⑥ 『弘決外典鈔』金沢文庫本、『和漢朗詠註略抄』は当該箇所^②に文字がないが、『弘決外典鈔』身延文庫江戸写本・宝永六年本、旧鈔本『義疏』三本は「而」が存する。『弘決外典鈔』金沢文庫本は脱字か。なお、『和漢朗詠註略抄』については、次の⑦にて述べる。

⑦ 『弘決外典鈔』諸本、旧鈔本『義疏』三本は「變也」が存するが、『和漢朗詠註略抄』は当該箇所^③に「而變也」がない。『和漢朗詠註略抄』は(一)節略、もしくは(二)脱文か。

⑧ 『弘決外典鈔』金沢文庫本、旧鈔本『義疏』三本、『和漢朗詠註略抄』はそれぞれ「^本」が存するが、『弘決外典鈔』身延文庫江戸写本・宝永六年本は当該箇所^④に文字がない。身延文庫江戸写本・宝永六年本の脱字か。

⑨ 『弘決外典鈔』金沢文庫本は「棗」に作り、左傍に抹消符を付し、右傍及び欄上に本文と別筆で「棗」と注記する。『弘決外典鈔』身延文庫江戸写本は「棗」に作る。一方、『弘決外典鈔』宝永六年本、旧鈔本『義疏』応永三十四年本・清熙園本は「棗」に作り、旧鈔本『義疏』文明九年本は「棘」に作る。また、『和漢朗詠註略抄』は「棗」に作る。「棘」と「棘」は通用する。なお、身延文庫江戸写本の「棗」及び『和漢朗詠註略抄』の「棗」は、「棗」の異体字かと推測される。この推測が妥当だとするならば、両字も「棗」と通用するだろう。⁽²⁹⁾

⑩ 『弘決外典鈔』諸本、『和漢朗詠註略抄』は当該箇所^⑤に字句がないが、旧鈔本『義疏』三本は「是火く色赤」が存する。

ここで、『弘決外典鈔』は金沢文庫本を用いて上段に「榆柳色青」から「故冬用之」まで、旧鈔本『義疏』は応永三十四年本を用いて下段に「榆柳色青」から「故冬用槐檀也」までのそれぞれ文を次に掲げると、

『弘決外典鈔』

旧鈔本『義疏』

榆柳色青春是木く色青故春用榆柳也

榆柳色青春是木く色青故春用榆柳也

棗杏色赤故夏用之

棗杏色赤是火く色赤故夏用棗杏也

桑柘色黄故季夏用之

桑柘色黄季夏是土く色黄故季夏用桑柘也

柞檀色白故秋用之

柞檀色白秋是金く色白故秋用柞檀也

槐檀色黒故冬用之

槐檀色黒冬是水く色黒故冬用槐檀也

の如くなる。右に掲げた箇所は、『弘決外典鈔』と旧鈔本『義疏』ともに対句の形態であることが看取できよう。『弘決外典鈔』の第二行以降は、第一行や旧鈔本『義疏』に比して、節略していることがわかる。

従って、(一)『弘決外典鈔』撰述時の具平親王による節略か、(二)『弘決外典鈔』諸本の伝写の過程による節略か、等の可能性が考えられるが、何れとも判断し難い。また、『和漢朗詠註略抄』も『弘決外典鈔』と同様の節略をしている。

- ⑪ 『弘決外典鈔』諸本、『和漢朗詠註略抄』は「之」に作るが、旧鈔本『義疏』応永三十四年本・清熙園本は「棗杏也」、

旧鈔本『義疏』文明九年本は「棘杏也」にそれぞれ作る。異同の要因は前掲⑩を参照。また、「棗」と「棘」は通用する。

- ⑫ 『弘決外典鈔』諸本、『和漢朗詠註略抄』は当該箇所字句がないが、旧鈔本『義疏』三本は「季夏是土く色黄」が存する。異同の要因は前掲⑩を参照。

- ⑬ 『弘決外典鈔』諸本、『和漢朗詠註略抄』は「之」に作るが、旧鈔本『義疏』三本「桑柘也」に作る。異同の要因は前掲⑩を参照。

- ⑭ 『弘決外典鈔』金沢文庫本は「柞之」を抹消する（「柞之」）。金沢文庫本は誤写したものを抹消したか。

- ⑮ 『弘決外典鈔』 諸本、『和漢朗詠註略抄』は当該箇所字句はないが、旧鈔本『義疏』三本は「秋是金く色白」が存する。異同の要因は前掲⑩を参照。
- ⑯ 『弘決外典鈔』 諸本、『和漢朗詠註略抄』は「之」に作るが、旧鈔本『義疏』三本は「柞櫛也」に作る。異同の要因は前掲⑩を参照。
- ⑰ 『弘決外典鈔』 諸本、『和漢朗詠註略抄』は当該箇所に字句がないが、旧鈔本『義疏』三本は「是水く色黒」が存する。異同の要因は前掲⑩を参照。
- ⑱ 『弘決外典鈔』 諸本、『和漢朗詠註略抄』は「之」に作るが、旧鈔本『義疏』三本は「槐檀也」に作る。異同の要因は前掲⑩を参照。
- ⑲ 『弘決外典鈔』 諸本は当該箇所に文がないが、旧鈔本『義疏』三本は「所以一年必改火者」の文が存する。(一)『弘決外典鈔』撰述時の具平親王による節略か、(二)『弘決外典鈔』諸本の伝写の過程による節略か、等の可能性が考えられるが、何れとも判断し難い。
- ⑳ 『弘決外典鈔』 金沢文庫本・身延文庫江戸写本、旧鈔本『義疏』三本は「人」が存するが、『弘決外典鈔』宝永六年本は当該箇所に文字がない。宝永六年本の脱字か。
- ㉑ 『弘決外典鈔』 金沢文庫本は「者」が存するが、『弘決外典鈔』身延文庫江戸写本・宝永六年本、旧鈔本『義疏』三本は当該箇所にそれぞれ文字がない。(一) 金沢文庫本の衍字か、(二) 身延文庫江戸写本・宝永六年本、旧鈔本『義疏』三本の脱字か、等の可能性が考えられるが、何れとも判断し難い。
- ㉒ 『弘決外典鈔』 金沢文庫本は「父」に作るが、『弘決外典鈔』身延文庫江戸写本・宝永六年本、旧鈔本『義疏』三本はそれぞれ「火」に作る。「父」は「火」に字形が近似しているゆえの金沢文庫本の誤写か。
- ㉓ 『弘決外典鈔』 諸本、旧鈔本『義疏』 応永三十四年本・清熙園本はそれぞれ「氣」に作る。一方、旧鈔本『義疏』 文明

九年本は「乞」に作り、欄上に校異注「氣」を墨書する。文明九年本の「乞」は「氣(气)」に字形が近似しているゆえ誤写か。

②4 『弘決外典鈔』諸本は当該箇所文字がないが、旧鈔本『義疏』三本は「又」が存する。『弘決外典鈔』諸本は、(一)脱字、もしくは(二)節略か。

②5 『弘決外典鈔』諸本、旧鈔本『義疏』応永三十四年本は当該箇所文字がないが、旧鈔本『義疏』文明九年本・清熙園本は「令」が存する。異同が生じた要因は不明である。

②6 『弘決外典鈔』金沢文庫本・宝永六年本、旧鈔本『義疏』三本は「人」に作るが、『弘決外典鈔』身延文庫江戸写本は「又」に作る。「又」は「人」に字形が近似しているゆえの身延文庫江戸写本の誤写か。

②7 『弘決外典鈔』金沢文庫本・宝永六年本、旧鈔本『義疏』清熙園本はそれぞれ「無」に作るが、『弘決外典鈔』身延文庫江戸写本、旧鈔本『義疏』応永三十四年本・文明九年本は「无」に作る。「無」と「无」は通用する。

②8 『弘決外典鈔』金沢文庫本・身延文庫江戸写本、旧鈔本『義疏』三本は「灾」に作るが、『弘決外典鈔』宝永六年本は「災」に作る。両者は通用する。

なお、『弘決外典鈔』所引『義疏』当該条には、反切が見えるが、武内義雄・内野熊一郎の両氏³⁰⁾によれば、反切は『義疏』に存在したのではなく、『經典釈文』等を用いて補ったものとする。本稿では、武内・内野の両氏の説に従い、ここでは扱わない。

〈四〉『弘決外典鈔』巻第三 第五

金沢文庫本

論語第九有狂人接輿見孔子領徒而行乃爲歌曰鳳兮³¹⁾何德之衰³²⁾(皇侃曰接輿楚人也姓陸名通字接輿昭王時政令無常乃被髮陽狂不仕時人謂之爲楚狂也時孔子適楚而接輿行哥從孔子邊過欲感切孔子也³³⁾)³⁴⁾

天理本

散佚して伝わらない。

身延文庫鎌倉写本

散佚して伝わらない。

身延文庫江戸写本

論語第九有狂人接輿見孔子領徒而行乃爲歌曰鳳々々何德之衰（皇侃曰接輿楚人也姓陸名通字接輿昭王時政令无常）^①

乃被髮陽狂不仕時人謂之爲楚狂也時孔子適楚而接輿行哥（從孔子邊過欲感切孔子也）^④

宝永六年本

論語第九有狂人接輿見孔子領徒而行乃爲歌曰鳳兮鳳兮何德之衰（皇侃曰接輿楚人也姓陸名通字接輿昭王時之人口無

常乃被髮楊狂不仕時人謂之爲楚狂也時孔子適楚而接輿行哥（從孔子邊過欲感切孔子也）^⑤

『義疏』卷第九 微子第十八

応永三十四年本

〔經文〕 楚狂接輿歌而過孔子之門

〔義疏〕 接輿楚人也姓陸名通字接輿昭王時政令无常乃被髮佯狂不仕時人謂之爲楚狂也時孔子適楚而接輿行歌（從孔子^①

邊過欲感切孔子也）^②

〔集解〕 孔安國曰接輿楚人也（後略）

〔經文〕 曰鳳兮々何德之衰

〔義疏〕 此接輿歌曲也（後略）

文明九年本

〔経文〕 楚狂接輿歌而過孔子之門

〔義疏〕 接輿楚人也姓陸名通字接輿昭王時政令无常乃被髮佯狂不仕時人謂之爲楚狂也時孔子過楚而接輿行歌從孔子^①
^②邊過欲咸切孔子也^③

邊過欲咸切孔子也^⑤

〔集解〕 孔安國曰接輿楚人也（後略）

〔経文〕 曰鳳兮々何德之衰也

〔義疏〕 此接輿歌曲也（後略）

※左傍に「感イ」と墨書する。

清熙園本

〔経文〕 楚狂接輿歌而過孔子之門

〔義疏〕 接輿楚人也姓陸名通字接輿昭王時政令无常乃被髮佯狂不仕時人謂之爲楚狂也時孔子適楚而接輿行歌從孔子^①
^②邊過欲咸切孔子也^③

邊過欲咸切孔子也^⑤

〔集解〕 孔安國曰接輿楚人也（後略）

〔経文〕 曰鳳兮々何德之衰也

〔義疏〕 此接輿歌曲也（後略）

① 『弘決外典鈔』金沢文庫本・宝永六年本、旧鈔本『義疏』三本はそれぞれ「昭」に作るが、『弘決外典鈔』身延文庫江戸写本は「照」に作る。「照」は「昭」と筆写体が近似しているゆえの身延文庫江戸写本の誤写か。

② 『弘決外典鈔』金沢文庫本は「政令無常」、『弘決外典鈔』身延文庫江戸写本、旧鈔本『義疏』三本は「政令无常」にそれぞれ作る。一方、『弘決外典鈔』宝永六年本は「之人口無常」に作る。宝永六年本は、「政」を脱したか。また、宝永六年本の「之」及び「人口」は「令」の筆写体に近似しているゆえの誤りか。なお、「無」と「无」は通用する。

③ 『弘決外典鈔』 金沢文庫本・身延文庫江戸写本は「陽」、『弘決外典鈔』 宝永六年本は「楊」、旧鈔本『義疏』 三本は「佯」にそれぞれ作る。「楊」は「陽」と字形が近似しているゆえの宝永六年本の誤りか。なお、「陽」と「佯」は通用する。

④ 『弘決外典鈔』 諸本は「哥」に作るが、旧鈔本『義疏』 三本は「歌」に作る。両者は通用する。

⑤ 『弘決外典鈔』 金沢文庫本・宝永六年本、旧鈔本『義疏』 応永三十四年本・清熙園本はそれぞれ「感」に作る。一方、『弘決外典鈔』 身延文庫江戸写本、旧鈔本『義疏』 文明九年本はそれぞれ「咸」に作り、更に旧鈔本『義疏』 文明九年本には左傍に本文と別筆かと思われる校異注「感イ」が施されている。「咸」は「感」と字形が近似しているゆえの『弘決外典鈔』 身延文庫江戸写本、旧鈔本『義疏』 文明九年本の誤写か。

〈五〉『弘決外典鈔』 卷第三 第六

金沢文庫本

東布五明于字六藝^{*1}〈論語義疏云六藝者一曰五禮二曰六樂三曰五射四曰五御五曰六書六曰九數也^{*2}〉^①

※1 「東布」の右傍に「唐无」と墨書し、各字の左傍に抹消点を二点づつ記し、総計四点記す。

※2 「于字」の右傍に「イ无」と墨書し、各字の左傍に抹消点を二点づつ記し、総計四点記す。

天理本

散佚して伝わらない。

身延文庫鎌倉写本

散佚して伝わらない。

身延文庫江戸写本

六藝〈論語義疏云六藝者一曰五禮二曰六樂三曰五射四曰五御五曰六書六曰九數也^①〉^②

宝永六年本

五明六藝（論語義疏云六藝者一曰五禮二曰六樂三曰五射四曰五御五曰六書六曰九數也）^①

『義疏』卷第五 子罕第九

応永三十四年本

〔經文〕 吾執御矣

〔義疏〕 向欲合以射御自許（後略）

〔集解〕 鄭玄曰聞人美之承以謙也（後略）

〔義疏〕 六藝一曰五禮二曰六樂三曰五射四曰五馭五曰六書六曰九數也今云執御く比禮樂射爲卑

文明九年本

〔經文〕 吾執御矣

〔義疏〕 向欲合以射御自許（後略）

〔集解〕 鄭玄曰聞人美之承以謙也（後略）

〔義疏〕 六藝一曰五禮二曰六樂三曰五射四曰五馭五曰六書六曰九數也今云執御く比禮樂射爲卑也

清熙園本

〔經文〕 吾執御矣

〔義疏〕 向欲合以射御自許（後略）

〔集解〕 鄭玄曰聞人美之承以謙也（後略）

〔義疏〕 六藝一曰五禮二曰六樂三曰五射四曰五馭五曰六書六曰九數也今云執御く比禮樂射爲卑也

① 『弘決外典鈔』諸本は「者」が存するが、旧鈔本『義疏』三本は当該箇所文字がない。異同が生じた要因は不明であ

る。

② 『弘決外典鈔』 金沢文庫本・宝永六年本、旧鈔本『義疏』三本はそれぞれ「射」に作るが、『弘決外典鈔』身延文庫江戸写本は「躰」に作る。「躰」は「射」と字形が近似しているゆえの身延文庫江戸写本の誤写か。

③ 『弘決外典鈔』 金沢文庫本・宝永六年本は「御」、『弘決外典鈔』身延文庫江戸写本は「駟」、旧鈔本『義疏』は「駟」にそれぞれ作る。「御」と「駟」は通用する。また、「駟」は「駟」と字形が近似しているゆえの身延文庫江戸写本の誤写か。

第三章 『弘決外典鈔』所引『義疏』と旧鈔本『義疏』との相異の要因

前章では、『弘決外典鈔』所引『義疏』と旧鈔本『義疏』とを比較検討し、加えて文永五年本『論語集解』は〈一〉、『三教指帰注集』・『和漢朗詠註略抄』の両書に引用される『義疏』は〈三〉にて、それぞれ比較検討した。

前章の〈二〉・〈五〉の比較検討の結果を踏まえ、以下、相異の要因について分類し考察していく。

〈一〉『弘決外典鈔』巻第一序

A 『弘決外典鈔』の節略（具平親王による節略、もしくは伝写の過程による節略）

イ 諸本…⑥ (一) (二) ⑬ (一) (二)

ロ 金沢文庫・身延文庫鎌倉写本・身延文庫江戸写本…⑩ (二)

B 『弘決外典鈔』の誤写・脱字・脱文

イ 金沢文庫本…③・⑦・⑨・⑩ (一)

- 口 身延文庫鎌倉写本…⑩ (一)
 - ハ 身延文庫江戸写本…⑩ (一)
 - ニ 宝永六年本…⑪
 - C 『弘決外典鈔』諸本間の字句が通用の関係のもの…②
 - D 旧鈔本『義疏』の誤写
 - イ 文明九年本…⑤
 - 口 清熙園本…⑧
 - E 文永五年本『論語集解』の行間書入の脱字…⑦
 - F その他…①・④・⑩・⑫
- 当該箇所は、『義疏』巻第八 衛霊公第十五の引用である。A～Eは、『弘決外典鈔』所引『義疏』と旧鈔本『義疏』の本
文系統の相異に起因する差異ではないと考えられる。
- 〈二〉『弘決外典鈔』巻第一 第二
- A 『弘決外典鈔』の節略 (具平親王による節略、もしくは伝写の過程による節略) …⑤ (一) (二) (三) (四) (五)
 - B 『弘決外典鈔』の誤写
 - イ 金沢文庫本…⑥
 - 口 身延文庫江戸写本…①・⑮
 - C 『弘決外典鈔』の衍字
 - イ 金沢文庫本…⑫
 - 口 身延文庫江戸写本…②

D 『弘決外典鈔』諸本の脱文…⑭ (一)

E 旧鈔本『義疏』の脱字・脱文

イ 応永三十四年本…⑬

ロ 清熙園本…⑪

F 『弘決外典鈔』の字句と旧鈔本『義疏』の字句が通用の関係のもの…③

G その他…④・⑦・⑧・⑨・⑩・⑯

当該箇所は、『義疏』卷第三雍也第六の引用である。A～Fは、『弘決外典鈔』所引『義疏』と旧鈔本『義疏』の本文系の相異に起因する差異ではないと考えられる。ただし、G⑧の「亡」と「往」の異同は誤字・誤写等の単純な要因によるとは考え難く、後に詳述する。

〈三〉『弘決外典鈔』卷第三第五

A 『弘決外典鈔』の節略(具平親王による節略、もしくは伝写の過程による節略)…②・④・⑤・⑩・⑪・⑫・⑬・

⑮・⑯・⑰・⑱・⑳・㉑・㉒

B 『弘決外典鈔』の誤写・脱字

イ 金沢文庫本…③・⑥・⑭・⑳

ロ 身延文庫江戸写本…⑧・⑲・㉑・㉒・㉓

ハ 宝永六年本…⑧・㉑・㉒ (一)

ニ 諸本全て…㉔ (一)

C 『弘決外典鈔』の衍字

イ 金沢文庫本…㉕ (一)

D 『和漢朗詠註略抄』の節略…⑦(一)・⑩・⑪・⑫・⑬・⑮・⑯・⑰・⑱

E 『和漢朗詠註略抄』の誤写・脱文…①・⑦(二)

F 旧鈔本『義疏』の誤写・脱字

イ 応永三十四年本…⑳(二)

ロ 文明九年本…㉓

ハ 清熙園本…㉑(二)

G 『弘決外典鈔』の字句と旧鈔本『義疏』の文字が通用の関係のもの…⑨・㉗・㉘

H 『和漢朗詠註略抄』の字句と旧鈔本『義疏』の文字が通用の関係のもの…⑨

I その他…㉕

当該箇所は、『義疏』巻第九陽貨第十の引用である。A～Fは、『弘決外典鈔』所引『義疏』と旧鈔本『義疏』の本文系統の相異に起因する差異ではないと考えられる。一方、Gは、何れの相異も一字に留まっており、比較検討の材料としては充分とは言えない。従って本文系統の問題には、踏み込まず、系統分類に関わる可能性を認めつつ、最終的な結論は保留しておきたい。

『弘決外典鈔』と『和漢朗詠註略抄』の関係については、AとDで多くの一致が認められ、『弘決外典鈔』所引『義疏』と『和漢朗詠註略抄』所引『義疏』の親近性が窺われる。更に、『和漢朗詠註略抄』所引『義疏』は、『弘決外典鈔』所引『義疏』からの間接引用、もしくは、両書の藍本が共通している可能性を示唆する。

〈四〉『弘決外典鈔』巻第三 第五

A 『弘決外典鈔』の誤写・誤り・脱字

イ 身延文庫江戸写本…①・⑤

ロ 宝永六年本…②・③

B 旧鈔本『義疏』の誤写

イ 文明九年本…⑤

C 『弘決外典鈔』の字句と旧鈔本『義疏』の字句が通用の関係のもの…②・③・④

当該箇所は、『義疏』巻第九 微子第十八の引用である。A～Bは、『弘決外典鈔』所引『義疏』と旧鈔本『義疏』の本文系統の相異に起因する差異ではないと考えられる。Cの差異は本文系統に関わる可能性がある。ただし、これらの相異は一字に留まっており、比較検討の材料としては充分とはいえず、前項〈三〉Gと同様、本文系統の問題には、踏み込まず、系統分類に関わる可能性を認めつつ、最終的な結論は保留しておきたい。

〈五〉『弘決外典鈔』巻第三 第六

A 『弘決外典鈔』の誤写

イ 身延文庫江戸写本…②・③

B 『弘決外典鈔』の字句と旧鈔本『義疏』の字句が通用の関係のもの…③

C その他…①

当該箇所は、『義疏』巻第五 子罕第九の引用である。Aは、『弘決外典鈔』所引『義疏』と旧鈔本『義疏』の本文系統の相異に起因する差異ではないと考えられる。Bの差異は本文系統に関わる可能性がある。しかし、ここでも、先述の〈三〉G並びに〈四〉Cと同じく、相異は一字に留まっており、比較検討の材料としては充分とは言えない。よって、本文系統の問題には、踏み込まず、系統分類に関わる可能性を認めつつ、最終的な結論は保留しておきたい。

以上、〈二〉～〈五〉にて『弘決外典鈔』所引『義疏』と、文永五年本『論語集解』及びその行間書入、『三教指帰注集』所引『義疏』、『和漢朗詠註略抄』所引『義疏』、旧鈔本『義疏』との異同の要因を分類し、考察を行ってきた。材料不足や

調査が行き届かず、判断に窮する場合も尠なくない。多くの課題は残るが、『弘決外典鈔』所引『義疏』と旧鈔本『義疏』は、大局的に見て、本文系統を異にするとはい得るような相異はない。従って、『弘決外典鈔』所引『義疏』と旧鈔本『義疏』は同系統のテキストであることが言える。更に、旧稿①に於いて、旧鈔本『義疏』は、唐鈔本に由来する『令集解』等の日本古典籍所引『義疏』と同系統と推定され、唐鈔本に由来する本文を遺存しているとの結論を得たことから、『弘決外典鈔』所引『義疏』もまた唐鈔本に由来する本文を遺存していると言える。

ただし、『弘決外典鈔』所引『義疏』の「亡」と旧鈔本『義疏』の「往」の異同(二二〇⑧)は、前述した如く、誤字・誤写等の単純な要因によるものとは考え難く、唐鈔本に由来する本文内の異同の可能性が推測される。「亡」と「往」の異同の要因として、時代的变化に伴う社会思想・意識の転換、等による可能性が想定される。これは、具平親王が『弘決外典鈔』を撰述する際に利用した漢籍の性格、更には具平親王の学問実態を検討する上で、重要な手掛かりとなる。

むすびにかえて

『弘決外典鈔』の諸本研究は、内野熊一郎氏³¹⁾によって検討され、近時、河野貴美子氏等³²⁾が触れているにすぎず、『弘決外典鈔』の研究自体も活発な議論は行われずに来た。このような研究状況に鑑みて、本稿では、これまで俎上に上ることがなかった身延文庫鎌倉写本・身延文庫江戸写本を考察に加え、日本古代に於ける『義疏』受容の実相の一環として、『弘決外典鈔』所引『義疏』の性格の考察を行ってきた。

考察及び行論の過程にて次の二点を明らかにした。

第一に、『義疏』の引用から見ると、『弘決外典鈔』の諸本の系統は、金沢文庫本と、身延文庫鎌倉写本・身延文庫江戸写本・宝永六年本の二系統に分類できる。ただし、天理本の『義疏』の引用は、一箇条が残存するに過ぎず、本稿にて系統分

類するに至らなかった。従来、写本は金沢文庫本及び天理本のみと見られていたが、身延文庫鎌倉写本は零本とは言え、最古の写本である天理本に比肩する重要な写本であり、更に、『義疏』の引用から見ると、身延文庫江戸写本は身延文庫鎌倉写本と同系統と見なすことができる。従って、身延文庫江戸写本は、今後、金沢文庫本とは別系統の写本として、参照すべき写本となる。

第二に、『弘決外典鈔』所引『義疏』と『和漢朗詠註略抄』所引『義疏』に、共通の節略が多く認められ、両書の親近性が窺われる。更に、『和漢朗詠註略抄』所引『義疏』は、(一)『弘決外典鈔』所引『義疏』からの間接引用、(二)具平親王が利用したものと同系統の『義疏』の存在、(三)両書共通の藍本(例えば、類書)の存在、の各々が想定されよう。

『和漢朗詠註略抄』は、山崎誠氏³³によると、院政期最末期から鎌倉時代極初期に係るもので、撰者は、序文に見える「桑門隱士無名」と目され、更に信救撰の『和漢朗詠集私注』と『和漢朗詠註略抄』との密接な関係から、信救と同時代の興福寺の縮侶の可能性を指摘でき、結論として式家周辺の縮侶の無名氏により『和漢朗詠集私注』を簡抄したものと言う。

この山崎誠氏の説に依拠して述べるならば、『和漢朗詠註略抄』の撰者は、右の(一)・(二)・(三)の想定を満たし得る環境にあったであろう。

前述の第二の『弘決外典鈔』所引『義疏』と『和漢朗詠註略抄』所引『義疏』の親近性についての指摘は、具平親王が『弘決外典鈔』を撰述する際に、利用した漢籍、すなわち、類書を含めた所引漢籍の藍本、及び『和漢朗詠註略抄』所引漢籍の藍本の解明に関わり、総じて日本古代・中世に於ける漢籍受容の研究の重要な手掛かりとなり得ると思われる。これらの課題は、『義疏』以外の『弘決外典鈔』並びに『和漢朗詠註略抄』を始めとする『和漢朗詠集』古注釈書のそれぞれに引用される漢籍を対象を広げ検討する必要がある。今後の課題としたい。以上の検討の前提となる良質な鈔本・写本に基づいた文献学的考察、すなわちテキストクリティークは不可欠と考える。

〔謝辞〕

成稿に際し、原本調査を御許可頂いた日蓮宗総本山身延山久遠寺身延文庫、前田育徳会尊経閣文庫、龍谷大学大宮図書館、国立国会図書館、市島酒造株式会社、関西大学図書館、慶應義塾大学附属研究所斯道文庫、東京都立中央図書館、名古屋市蓬左文庫、萩市立萩図書館の各機関、特に御高配頂いた身延山久遠寺身延文庫長 石川浩徳師、身延山久遠寺布教部室長 市島健二氏、同専務取締役 石山勝秋氏、慶應義塾大学附属研究所斯道文庫教授 山城喜憲氏、及び紙焼き写真の頒布並びにマイクロフィルムの閲覧を御許可頂いた各機関の担当者各位に、茲に記して御礼申し上げます。

また、身延文庫の、二〇〇四年九月一日の調査に際しては国士館大学文学部助教授（当時）藤森馨氏、二〇〇八年八月八日の調査に際しては国立歴史民俗博物館教授・総合研究大学院大学教授（何れも当時）吉岡眞之氏に御指導を賜った。佛教学部文学部教授 黒田彰氏には、格別の御高配を以て『和漢朗詠註略抄』の紙焼き写真の借覧を御許可頂いた。なお、成稿に際し、国立歴史民俗博物館教授・総合研究大学院大学教授 井原今朝男、前記の山城喜憲・吉岡眞之（現、東京大学史料編纂所特任教授）の各氏に御示教を賜った。各氏に衷心より御礼申し上げます。

注

(1) 『弘決外典鈔』についての先行研究には、次のものがある。

○影印

『金沢称名寺所蔵円種手校弘安本弘決外典鈔 附成篋堂所蔵宝永対校本』（一九二八年、西東書房）

〈東方文化叢書第九〉『文選卷二十』（一九三七年、東方文化学院）

天理図書館善本叢書漢籍之部編集委員会編集〈天理図書館善本叢書漢籍之部第二卷〉『文選 趙氏集 白氏文集』（一九八〇年、八木

書店)

○校訂本

天台宗典編纂所編『統天台宗全書 顕教3 弘決外典鈔四卷・法華玄義外勘鈔十卷・文句外典要勘鈔四卷』(一九八九年、春秋社)

○索引

尾崎康「弘決外典鈔引書考並索引」(『斯道文庫論集』三輯、一九六四年)

矢野玄亮

①「弘決外典鈔」索引稿(上)、『金沢文庫研究』一三七号、一九六七年)

②「弘決外典鈔」索引稿(下)、『金沢文庫研究』一三八号、一九六七年)

③「弘決外典鈔索引稿」余録、『金沢文庫研究』一七一号、一九七〇年)

○論考・解題

内野熊一郎

①「弘決外典抄の経書学的研究(一)」(『日本学士院紀要』八卷一号、一九五〇年。後に内野熊一郎著・内野熊一郎博士米寿記念論文集刊行会編『内野熊一郎博士米寿記念論文集 日本漢文学研究』所収、一九九一年、名著普及会)

②「弘決外典抄の経書学的研究(二)」(『日本学士院紀要』八卷二号、一九五〇年。後に『内野熊一郎博士米寿記念論文集 日本漢文学研究』所収)

山田孝雄「弘決外典鈔を薦むる辞」(一九二八年稿。後に『典籍説稿』所収、一九三四年、西東書房)

熊原政男「弘決外典鈔について」(『神奈川県博物館協会々報』三号、一九五九年。後に『金沢文庫研究』昭和三四年四・五月特輯号 通卷四五号、一九五九年。『金沢文庫研究紀要』一号 金沢文庫書誌の研究、一九六一年。関靖・熊原政男『金沢文庫本之研究』(『日本書誌学大系一九』)所収、一九八一年、青裳堂書店)

大谷哲夫「道元禪師における引用外典の基礎的研究——弘決外典鈔を中心にして」(『宗学研究』一四号、一九七二年、曹洞宗総合研究センター)

納富常天

①「東国仏教における外典の研究と受容——」(『金沢文庫研究』一二六号、一九七五年。後に納富常天『金沢文庫資料の研究』所収、一九八二年、法蔵館)

②「東国仏教における外典の研究と受容——」(『金沢文庫研究紀要』一三号、一九七六年。後に納富常天『金沢文庫資料の研究』所収)

小川環樹「解題 五臣注文選紙背文書 弘決外典鈔」(天理図書館善本叢書漢籍之部編集委員会編集〈天理図書館善本叢書漢籍之部第二卷〉『文選趙志集 白氏文集』所収、一九八〇年、八木書店。後に『小川環樹著作集』五卷所収、一九九七年、筑摩書房)

川口久雄「第七章 寛弘期漢文学とその特質（その一） 第三節 具平親王の文学と弘決外典鈔」（川口久雄『三訂 平安朝日本漢文学の研究 中―王朝漢文学の中興―』所収、一九八二年、明治書院）

秋田光兆「弘決外典鈔 四卷」（天台宗典編纂所編『続天台宗全書 顕教3 弘決外典鈔四卷・法華玄義外勘鈔十卷・文句外典要勘鈔 四卷』所収、一九八九年、春秋社。後に加筆し天台宗典編纂所編『正統天台宗全書目録解題』所収、二〇〇〇年、春秋社）

山城喜憲「河上公章句『老子道德経』古活字版本文系統の考索（上）」（『斯道文庫論集』三四輯、二〇〇〇年。後に加筆して「本論 序章 河上公注本の伝流と受容 第二節 我が国に於ける河上公注『老子道德経』の受容 一、平安時代に於ける受容の事例」

山城喜憲『河上公章句『老子道德経』の研究 慶長古活字版を基礎とした本文系統の考索』所収、二〇〇六年、汲古書院）

河野貴美子

① 「具平親王『弘決外典鈔』の方法」（吉原浩人・王勇『海を渡る天台文化』所収、二〇〇八年、勉誠出版）

② 「弘決外典鈔」音釈小考」（『注釈史と考証』創刊号 戸川芳郎先生喜壽記念号、二〇〇九年、注疏考証学会）

右の①・②の河野氏の論考のうち、特に①は、本稿と関わるので、若干触れたい。氏は、宝永刊本を底本に選定し、身延山久遠寺身延文庫鎌倉時代写本（氏は身延文庫甲本と称す）、同文庫江戸時代写本（氏は身延文庫乙本と称す）、神奈川県立金沢文庫保管金沢山称名寺寄託弘安七年円種校合移点写本、天理大学附属天理図書館所蔵三条家旧蔵『五臣注文選卷二十』紙背 平安時代写本のそれぞれを適宜参照する。具平親王が『弘決外典鈔』の撰述に際し、直接引用ないしは間接引用かを推定し、間接引用に使用された藍本として『修文殿御覧』の存在を指摘する。ただし、氏のテキスト選定や身延山久遠寺身延文庫江戸時代写本を「書写年不明、室町期か」と推定する点で卑見とは異なる。

また、『令集解』を始めとする日本古典籍所引『論語義疏』の一つとして『弘決外典鈔』に引用されるそれを用いた研究に山口謠司「論語義疏の系統に就いて」（『東洋文化』復刊六七号、一九九一年、無窮会）がある。氏の説と卑見は異なる。詳しくは、後掲注（4）拙稿①・②・③を参照。

『弘決外典鈔』所引『弁正論』を校勘の一資料としたものに、武内義雄「教行信証所引弁正論に就いて」（『大谷学報』一二卷一号、一九三〇年。後に『武内義雄全集 第九卷 思想史篇二』所収、一九七九年、角川書店）がある。氏は同論考中、『弘決外典鈔』所引諸書について、「その中（『弘決外典鈔』―筆者注）に引用せられたる諸書はいづれも王朝時代に我が国に伝鈔されし古写本によれるものにして、今本の訛語を訂正し得るもの多し。」と校勘資料としての有効性を説く。

更に、中国人で早くから、『弘決外典鈔』のみならず、日本に伝存する漢籍や、漢籍の引用を有する日本古典籍に着目した人物に、楊守敬がいる。氏の撰述にかかる『日本訪書志』に、「弘決外典鈔四卷宝永丁亥刻本」の項がある（『日本訪書志』卷四所収、一九六七年、広文書局）。

他方、『弘決外典鈔』の撰者である具平親王についての研究には、次のものがある。

大曾根章介

- ①「具平親王考」(『国語と国文学』三五卷一二号、一九五八年。後に大曾根章介『大曾根章介 日本漢文学論集』二卷所収、一九八八年、汲古書院)
- ②「具平親王の生涯(上)」(紫式部学会編『源氏物語とその周辺の文学 研究と資料』古代文学論叢一〇輯 研究篇所収、一九八六年、武蔵野書院。後に『大曾根章介 日本漢文学論集』二卷所収)
- ③「具平親王の生涯(下)」(『和漢比較文学叢書12』『源氏物語と漢文学』所収、一九九三年、汲古書院。後に『大曾根章介 日本漢文学論集』二卷所収)
- 後藤昭雄「一条詩壇と『本朝麗藻』」(『国語と国文学』四六卷八号、一九六九年。後に後藤昭雄『平安朝漢文学論考』所収、一九八一年、桜楓社)
- 平林盛得「中書大王と慶滋保胤―日本往生極楽記の補訂者」(『説話文学研究』一六号、一九八一年。後に平林盛得『慶滋保胤と浄土思想』所収、二〇〇一年、吉川弘文館)
- (2) 前掲注(1)の内野氏の論考①・②を参照。氏は、『弘決外典鈔』諸本のうち、天理大学附属天理図書館所蔵三条家旧蔵『五臣注文選卷二十』紙背 平安時代写本(以下、天理本と略称する)、神奈川県立金沢文庫保管金沢山称名寺寄託弘安七年(一二八四)円種校合移点写本(以下、金沢文庫本と略称する)、宝永六年(一七〇九)刊本(以下、宝永六年本と略称する)の三本を比較検討した結論として、天理本が最も原形を遺存しており、次いで宝永六年本、金沢文庫本の順で原形に近いこと、金沢文庫本と宝永六年本は密接な関係にはないこと、金沢文庫本は天理本と同系統ではあるが訛行が多いこと、等を指摘する。
- (3) 前掲注(1)の河野氏の論考①・②を参照。
- (4) 拙稿①『令集解』所引『論語義疏』の性格に関する諸問題―「五常」の条をめぐる―(『総研大文化科学研究』三号、二〇〇七年、総合研究大学院大学文化科学研究科)
- ②『政事要略』所引『論語義疏』の性格について(『国立歴史民俗博物館研究報告』一四五集、二〇〇八年)
- ③『令義解』「上令義解表」の注釈所引『論語義疏』の性格について(『日本漢文学研究』五号、二〇一〇年、二松学舎大学日本漢文教育研究プログラム)
- 以後、本稿では、それぞれ旧稿①・②・③と称する。
- (5) 具平親王に於ける漢籍の利用の一端を知り得る事跡として、藤原行成(九七二〜一〇二七)の日記である『権記』に、以下の二箇条の具平親王と漢籍に関する記事が認められる。『増補史料大成』(一九七五年、臨川書店)所収本では長保三年(一〇〇一)三月廿八日条、『史料纂集』(一九八七年、続群書類従完成会)所収本では長保三年三月二日条のそれぞれに藤原行成が具平親王に『莊子』一部、『唐曆』二帙を返却した記事、寛弘六年(一〇〇九)四月七日条に藤原行成が具平親王に『草玉篇』三卷を返却した記事がそれぞれ認められる。『増補史料大成』と『史料纂集』が同一記事を異なる月日に記されているのは、『史料纂集』の底本である宮内庁書陵部所蔵伏見宮本に缺巻があり、更にそれを補う諸本の長保三年三月の巻に日次が前後するところがあること(『増補史料大成』所収本解題(矢

野太郎氏執筆)から、『増補史料大成』(底本は伏見宮家徒浦野直輝氏が伏見宮本を転写したものを更に井上頼因氏が転写させたもの)が、錯簡を補正したこと起因する異同である。なお、伏見宮本は、国立歴史民俗博物館所蔵『宮内庁書陵部蔵伏見宮家本行成卿記』(紙焼き写真)を用いた。

(6) 敦煌でフランス人ポール・ペリオにより発見され、現在、パリ国立図書館が所蔵している整理番号P.2526のテキストがある。本書は、零本ではあるが『修文殿御覽』もしくはその藍本と言われている『華林遍略』の可能性が指摘されている貴重なテキストである。これを『修文殿御覽』と推定する説には、例えば羅振玉「敦煌本修文殿御覽跋」(『羅振玉校刊群書叙録』所収、一九九八年、江蘇広陵古籍刻印社)、「1『修文殿御覽』」(王三慶氏執筆・池田温氏訳)(池田温編『講座敦煌5 敦煌漢文文献』「VII 類書」所収、一九九二年、大東出版社)、「法 Peichin 2526『修文殿御覽』」(敦煌吐魯番文献集成) 上海古籍出版社・法国国家図書館編『法国国家図書館蔵敦煌西域文献⑮』所収、二〇〇一年、上海古籍出版社)を挙げることができる。一方、『華林遍略』と推定する説には、例えば洪業「所謂修文殿御覽者」(『燕京學報』第一二期所収、一九三二年)、季羨林主編『敦煌學大辭典』の「華林遍略」の項(李鼎霞氏執筆)を挙げることができる。

(7) 『弘決外典鈔』所引漢籍を佚文の蒐集資料に採用したものに、新美寛編・鈴木隆一補『本邦残存典籍による輯佚資料集成』(一九六八年、京都大学人文科学研究所)、同『本邦残存典籍による輯佚資料集成続』(一九六八年、京都大学人文科学研究所)がある。両書は、『弘決外典鈔』のテキストに宝永六年本を用いている。

(8) 『弘決外典鈔』の諸本のテキストには、次のものを用いた。

- (1) 天理本は、前掲注(1)『文選 趙氏集 白氏文集』所収本を用いた。
- (2) 金沢文庫本は、前掲注(1)『金沢称名寺所蔵円種手校弘安本弘決外典鈔 附成實堂所蔵宝永対校本』所収本を用いた。
- (3) 身延文庫鎌倉写本及び(4) 身延文庫江戸写本は、原本を用いた。
- (5) 宝永六年本は、前掲注(1)『金沢称名寺所蔵円種手校弘安本弘決外典鈔 附成實堂所蔵宝永対校本』所収本を用いた。
- (6) 国立国会図書館古典籍資料室所蔵『輪池叢書』二七所収本は、原本を用いた。(二〇〇八年一月六日調査実施)
- (7) 神奈川県立金沢文庫保管金沢山称名寺寄託金沢文庫古文書「氏名未詳書状」(古文書番号二六七〇、整理番号二二〇七)の紙背

『弘決外典鈔』注釈断簡は、金沢文庫所蔵紙焼き写真を用いた。

- (9) 身延文庫典籍目録編集委員会編集『身延文庫典籍目録』下(二〇〇五年、身延山久遠寺)
- (10) 『山梨県史』文化財編(一九九九年、山梨県)
- (11) 前掲注(1)の河野氏の論考①を参照。
- (12) 前掲注(9)を参照。
- (13) 前掲注(1)の河野氏の論考①を参照。
- (14) 前掲注(1)の納富氏の論考①を参照。

(15) 宝永六年本「弘決外典鈔跋」に「此書散亡近世不傳談岑僧光榮有耽古書之癖搜索已多年矣獲之於甲州身延經藏繕寫訂正刻梓行世」とある。

(16) 『続天台宗全書』の対校本には、金沢文庫本、並びに天理本が選定されている。

(17) 前掲注(10)『山梨県史』文化財編には、「本書が久遠寺に収められたのはいつ頃か不明であるが、その表紙にある消された「本能寺、円珠院」の六文字から推定して、京都本能寺の塔頭円珠院が所持していたものを本能寺の変によって京都から下った僧が久遠寺に納めたものと考えられる。」とある。

(18) 鷲尾順敬『増訂再版日本仏家人名辞書』(一九八七年、東京美術)及び日本仏教人物辞典編纂委員会編集『日本仏教人物辞典』(一九九二年、法蔵館)によると、日純と言う緇侶は、

①文明一四年(一四八二)〜天文一四年(一五五〇)。池上本門寺・比企谷妙本寺の両山八世の日調に入門した。後に池上本門寺九世となった。号は恵眼院・東眼院。

②生年不詳〜元和八年(一六二二)。日什門流の僧で京都妙満寺三〇世、駿河妙立寺一〇世を歴任。日経・日淵と同時期で宗学に秀で、上総宮谷に檀林を創設した。号は仏眼院。

の二人を所載するが、身延文庫鎌倉写本の表表紙に墨書される「日純」は特定できない。

(19) 海宿祢廣澄は、清原広澄(承平四年(九三四)〜寛弘六年(一〇〇九))のことで一条天皇の時代に明経博士となった人物である。

(20) 『弘決外典鈔』諸本の当該箇所案語は、次の如くである。

金沢文庫本

論語云生而知之者上(案皇侃義疏是謂聖人也)學而知之者次(案義疏是謂上賢也)困而不學民斯爲下矣(案義疏謂下愚也)※

※挿入符を施して欄上に「困而學之其次也(案義疏是謂中賢以下也)」と墨書する。

天理本

論語云生而知之者上(案皇侃義疏是謂聖人也)學而知之者次(案義疏是謂上賢也)困而學之又其次也(案義疏是謂中賢以下也)困而不學民斯爲下矣(案義疏謂下愚也)

身延文庫鎌倉写本

散佚して伝わらない。

身延文庫江戸写本

論語云生而知之者上(案皇侃義疏是謂聖人也)學而知之者次(案義疏是謂上賢也)困而學之又其次也(案義疏是謂中賢以下也)困而不學民斯爲下矣(案義疏謂下愚也)

宝永六年本

論語云生而知之者上(案皇侃義疏是謂聖人也)學而知之者次(案義疏是謂上賢也)困而學之又其次也(案義疏是謂中賢以下也)困

而不學民斯爲下矣（案義疏謂下愚也）

(21) [1] 応永三十四年本・[2] 文明九年本は原本、[3] 清熙園本は紙焼き写真をそれぞれ用いた。

[1] 及び [2] には、識語を有するので、以下に示す。

[1] 応永三十四年本（二〇〇八年一月一〇日調査実施）

第四冊末葉表左端に、

〔四三七〕 応永三十四季八月 誌了

と朱書する。

第一〇冊卷末遊紙の中央に、

此十卷与謝郡金谷寺住僧

墨押

と墨書する。

なお、〈日本歴史地名大系二六巻〉『京都府の地名』（一九八一年、平凡社）竹野郡の小金山神社の項に、小金山神社（もと小金山胎藏大権現）の別当寺に小金山金谷寺があったことが記載されているが、識語との関係は不明である。

[2] 文明九年本（二〇〇八年一月一七日調査実施）

第一冊末葉表左端に、

于時文明九年〔四七七〕
西丁六月廿八日書寫畢

第二冊末葉裏右端に、

皆文明九年〔四七八〕
西丁八月十一日映朔鴈声書寫畢

とそれぞれ墨書する。

(22) 『論語義疏（校本）・校勘記』（一九二四年、懷徳堂記念会。後に『武内義雄全集 第一巻 論語篇』所収、一九七八年、角川書店）を参照。

(23) 武内義雄「論語皇疏校訂の一資料―国宝論語総略について―」（『日本学士院紀要』六巻二・三合併号、一九四八年。後に『武内義雄全集 第一巻 論語篇』所収）に、「私が寓目した日本の皇疏の旧鈔本中、最も古いと考える清熙園本」とある。

(24) 高橋均「旧抄本論語義疏について―邢昺の論語正義の竄入を中心として―」（『日本中国学会報』四一集、一九八九年）に、「旧抄本の中で最も古い抄本のひとつと考える清熙園本論語義疏」とある。

(25) テキストには、東洋文庫所蔵紙焼き写真を用いた。原本の排架番号一C36A。
本書には次の如き奥書を有する。

文永五年八月三日以家本書寫畢

（花押）

九月十一日移點了

右の奥書から、文永五年（一二六八）八月三日に書写した後、同年九月十一日に移点したことが看取される。

東洋文庫日本研究委員会編『岩崎文庫貴重書書誌解題』Ⅰ（一九九〇年、東洋文庫）によると、本書は文永五年に中原師秀の書写にかかり、醍醐寺所蔵『論語集解』巻第七と僚巻で清原家系の本文を書写したものに中原家の訓点を加えたものと言う。なお、書誌等は『岩崎文庫貴重書書誌解題』Ⅰを参照。翻印に、石塚晴通・小助川貞次「文永本論語集解巻第八」（『訓点語と訓点資料』八一輯、一九八八年）がある。

(26) テキストには、佐藤義寛『大谷大学図書館蔵『三教指帰注集』の研究』（一九九二年、大谷大学）所収影印を用いた。

本書には、次の如く各冊に奥書を有する。

第一冊（上巻本）末葉表に、

此注為末學至要也非為達□^(反カ)注意不□^(抄カ)勘注□

成安入道也於赴隙間依隆照阿闍梨初

於周坊堂 法額蓮寺僧房廊□了

於序題者南岳房筆作也阿闍梨□

謹窺東寺教迹言者則成安所作元序初句也

長承二年十月七日於弥勒寺谷房移點了

金剛仏子嚴寛 六十四

及耄愚餘□合勘注抄断簡了

同八十二

仁平元年四月二十七日

第二冊（上巻末）末葉表に、

一交了

長承二年二月四日於弥勒寺谷房書寫畢

金剛仏子嚴寛之

行年六十四

同十一月七日辰刻移點畢

第三冊（中巻）末葉表に、

長承二年四月十日於弥勒寺谷房書寫畢

真言宗金剛佛子嚴寛

年六十四

一交了

同十一月十二日於同所移點畢

第四冊(下卷)末葉表に、

長承三年六月七日於弥勒寺谷房書寫畢

金剛仏子嚴寛 行年六十五

以上の奥書から、長承二年(一一三三)二月四日に第一冊(上巻本)及び第二冊(上巻末)、同年四月一〇日に第三冊(中巻)のそれぞれを書写終了し、同一〇月七日に第一冊(上巻本)、同年一月七日に第二冊(上巻末)、同年一月二日に第三冊(中巻)のそれぞれを移点終了し、同三年(一一三四)六月七日に第四冊(下巻)を書写終了し、更に、仁平元年(一一五一)四月二十七日に『三教勘注抄』(文章博士、式家、藤原敦光(一〇六三〜一一四四)撰)と校合したことが看取される。

『大谷大学図書館蔵『三教指帰注集』の研究』によると、成安注は本書の他、天理大学附属天理図書館所蔵建保六年(一一二八)写本、前田育徳会尊経閣文庫所蔵本(鎌倉時代書写)が伝存するのみで、本書以外は何れも完本ではなく、本書は成安注の三写本のうち、最古の書写奥書を有する。書誌は同書を参照。なお、同書に翻印が付される。

(27) 黒田彰「室町以前〈朗詠注〉書誌稿」(『中世文学』二八、一九八三年。後に加筆して黒田彰『中世説話の文学史的環境』所収、一九八七年、和泉書院。改題して『和漢朗詠註抄・註略抄伝本解題』(伊藤正義・黒田彰・三木雅博編著『和漢朗詠集古注釈集成』第一巻所収、一九九七年、大学堂書店)によると、私注(応保元年(一一六一)信救(一名信阿)撰―筆者注)系成立後間もなく、桑門の隠士無名による註抄・註略抄があり、伝本は東北大学本・身延文庫本・黒木氏旧蔵本が存し、何れも鎌倉時代中期書写と言う。その他、山崎誠「身延文庫蔵和漢朗詠註抄影印並びに翻刻」(『鎌倉時代語研究』五輯、一九八二年、武蔵野書院。後に加筆改題して『和漢朗詠註抄』攷)(『国語と国文学』五九巻三号、一九八二年。山崎誠『中世学問史の基底と展開』所収、一九九三年、和泉書院)を参照。

「冬部 爐火」の「此火應鑽花樹取對來終夜有春情(菅三品題同上)」に対する注釈に『義疏』の引用が認められ、当該箇所が伝存するのは黒木氏旧蔵本のみである。テキストには、佛敎大学文学部敎授黒田彰氏所蔵紙焼き写真を用いた。書誌は『和漢朗詠集古注釈集成』第一巻を参照。同書に翻印を収載する。

なお、鎌田正『忠孝両全の黒木典雄学士を偲ぶ』(二〇〇七年、黒木矩雄)、黒木矩雄「三代の漢学者―黒木茂矩・安雄・典雄―」(『斯文』一一六号、二〇〇八年)によると、黒木典雄(一九〇六〜一九四四)は、安雄の長男、旧制浦和高等学校を経て、東京帝国大学文学部支那文学科を卒業。同大学在学中には塩谷温敎授の薫陶を受けた。その後、東京帝国大学研究室副手、日本大学医学部予科・中央大学の各講師、陸軍士官学校敎官を歴任した。ニューギニア沖ニューブリテン島近海にて戦死した。陸軍工兵大尉。

黒木家は、茂矩(一八三二〜一九〇五)―安雄(一八六六〜一九二七)―典雄、と三代続いた漢学者の家系であるとともに、茂矩ま

では代々讃岐国吉野村大宮神社の社家でもあった。茂矩は、上田萬年監修『国学者伝記集成』続編（一九七八年、名著刊行会）、長澤規矩也監修・長澤孝三編『漢文学者総覧』（一九七九年、汲古書院）、國學院大学日本文化研究所編『和学者総覧』（一九九〇年、汲古書院）に、安雄は、小川貫道編『漢学者伝記及著述集覧』（一九七〇年、名著刊行会）、『漢文学者総覧』に、それぞれ著録される。だが、現時点では、本稿で用いた『和漢朗詠註略抄』の旧蔵者黒木典雄氏と右にて触れた黒木典雄氏とを同定し難い。管見に入った旧鈔本『義疏』のテキスト及び函架番号を以下に掲げる。

(28) 大槻本（〇九二一ト六一五）
青淵本（青淵論語文庫一五八）

宝勝院本（〇九一ト一三一一〇）

林本（〇九一ト五七）

江風本（〇九二一ト七一五）

足利本（一九一―一三）

蓬左本（一一〇―二〇）

泊園書院本（LH二一・〇七一―一四）

市島本（函架番号なし）

萩図書館本（二甲五―二七五）

図書寮本（四五八―二九）

図書寮本のみ紙焼き写真を用い、それ以外は原本を用いた。

(29) 「棗」の異体字について言及するものに、東野治之「玉來の詩賦―藤原宇合「棗賦」に関連して―」（『続日本紀研究』一六七号、一九七三年。後に東野治之『正倉院文書と木簡の研究』所収、一九七八年、塙書房）がある。

(30) 武内義雄氏は、当該条について前掲注(22)の校勘記 卷第九 陽貨第十七の「鑽燧改火」（六十九葉左）にて、「弘決外典鈔引此下疏文云、鑽燧者鑽木取火之名也、改火者年有四時、四時所鑽之木不同、改火之木隨五行之色而變也、榆柳色青春、是木色青、故春用榆柳也、棗杏色赤、故夏用之、桑柘（章夜反）色黄、故季夏用之、柞（子各反）櫛（半久反又音由）色白、故秋用之、槐檀（徒干反）色黑、故冬用之、若依時而食其火、則得氣宜人無災厲也、按此文比本疏甚略、想外典鈔所引有刪節也、但其内所注音釋四事、則本疏所無、參之陸氏釋文大略相同、疑是後人依釋文所補、非皇本原有也」と述べる。

内野熊一郎氏は、前掲注(1)①にて、「檀徒干反」のみ「唐韻」によるもので、これ以外の「柘章夜反」「柞子各反」「櫛半又反」の各反切は『經典積文』によるものとする。

(31) 前掲注(1)の内野氏の論考①・②、及び前掲注(2)を参照。

(32) 前掲注(1)の河野氏の論考①を参照。また、『弘決外典鈔』諸本のうち、刊本について整理したものに、三橋広延『弘決外典鈔』

の版本」(『注釈史と考証』創刊号 戸川芳郎先生喜壽記念号、二〇〇九年、注疏考証学会)があり、末尾に「附写本『弘決外典鈔』の残存一覧」が付される。

(33) 前掲注(27)の山崎誠氏の論考を参照。

(付記)

本稿は、筆者が平成二一年度に総合研究大学院大学 文化科学研究科 日本歴史研究専攻 博士後期課程に提出した博士論文「日本古代に於ける『論語義疏』受容の歴史的研究」の第二章をもとに加筆修正したものである。

(追記)

本稿脱稿後、河野貴美子「北京大学図書館蔵余嘉錫校『弘決外典鈔』について」(『汲古』58号、二〇一〇年一月)に接した。氏は、北京大学図書館所蔵余嘉錫校『弘決外典鈔』四卷抄本二冊の存在を指摘し、その来歴等を推定するとともに、石川文化事業財団お茶の水図書館成篁堂文庫所蔵本の存在も指摘した。

氏によると、余嘉錫校『弘決外典鈔』は、余嘉錫が北京人文科学研究所旧蔵の宝永本『弘決外典鈔』の影印本(中国科学院国家科学図書館現蔵)、すなわち『金沢称名寺所蔵円種手校弘安本 弘決外典鈔 附成篁堂所蔵宝永対校本』(一九二八年、西東書房)所収の成篁堂所蔵宝永対校本を書写し、更に同書所収の金沢称名寺所蔵円種手校弘安本(金沢文庫本)と対校し校異を欄上に朱書したものと推定する。なお、筆者は余嘉錫校『弘決外典鈔』は未見である。

一方、成篁堂文庫所蔵本については、氏は本稿で呼称するところの身延文庫江戸写本の転写本と推定している。筆者は氏の指摘を受けて、成篁堂文庫所蔵『弘決外典鈔』(函架番号なし)を実見した。紙幅の関係上、極簡単な書誌事項のみ記す。本書は、全二冊、袋綴装冊子本、肌色表紙(縦二七・五×横一九・八)である。表表紙は、左肩に書き題簽「身延山本／弘決外典鈔 一一(三四)」(縦一九・六×横四・六)が貼付され、第一冊のみ右下部に「共貳」と墨書される。内題は、第一冊巻第一「弘決外典鈔巻第一復二」、同巻第二「弘決外典鈔巻第二」、第二冊巻第三「弘決外典鈔巻第三復五六」、同巻第四「弘決外典鈔巻第四復七八九」と、尾題は、第一冊巻第一「弘決外典鈔巻第一」、同巻第二「弘決外典鈔巻第二」、第二冊巻第三「弘決外典鈔巻第三」、同巻第四「弘決外典鈔巻第四千五百八十九卷」とそれぞれある。本文料紙は、無辺無界、第一冊は每半葉七行、一行二〇字内外、第二冊は每半葉九行、一行一八字内外である。墨付は、第一冊六〇葉、第二冊四六葉である。識語は第二冊末葉表の尾題の次行に「助教海宿称廣澄點」と墨書される。なお、第一冊・第二冊ともに初葉表の右下部に単郭方形陽刻朱印「蘇／峯」(縦二・〇×横二・〇) (徳富蘇峰)各一顆を踏印する。

以上の、内題、尾題、字詰、行取り、墨付の葉数、識語が全て、身延文庫江戸写本と一致を見る。また、身延文庫江戸写本の虫損や字形を忠実に写している。

更に第二冊末葉裏に存する奥書から、徳富蘇峰の命により、昭和三年(一九二八)九月三日に門人の田中幸二郎が、身延山珍蔵本を成篁

堂文庫に於いて影写したことが看取される。

従って、本書は、河野氏の指摘のように、身延文庫江戸写本の影写本（転写本）と推測される。詳しい書誌事項並びに具体的な本文の検討は、今後の課題としたい（二〇一一年一月八日調査実施）。

末筆ながら、成篁堂文庫所蔵『弘決外典鈔』の調査に際し、御許可頂いた石川文化事業財団お茶の水図書館当局、並びに御高配頂いた図書課長 佐藤祐一氏に御礼申し上げます。